

厚生労働科学研究費補助金 (障害者政策総合研究事業)
「障害者の地域移行及び地域生活支援のサービスの実態調査及び
活用推進のためのガイドライン開発に資する研究」
分担研究報告書

障害者支援施設における地域移行支援に関する実態調査

研究代表者：田村綾子 聖学院大学 心理福祉学部・教授

研究協力者：相馬大祐 福井県立大学 看護福祉学部・講師

研究要旨

障害者支援施設における地域移行支援に関する実態把握を主目的とし、特に、2012（平成 24）年以降、障害者総合支援法における地域相談支援として位置づけられている地域移行支援の活用実態及び課題に関する調査を行った。障害者支援施設の入所者の障害特性の相違を勘案し、知的障害者関係の加盟施設を 400、身体障害者関係の加盟施設を 100 抽出し、合計 500 施設を対象とした郵送自記式による質問紙調査を実施した（204/500、回収率 40.8%）。

その結果、障害者総合支援法の地域移行支援を活用したことのない施設が 83.9%を占めており、活用している施設群と活用していない施設群を比較して分析したところ、実施事業の種類や数、また居住先の支援の必要度等に関する相違が認められた。

A.研究の背景と目的

2006（平成 18）年の障害者自立支援法施行以降、障害福祉計画の基本指針に福祉施設の入所者の地域生活への移行について、数値目標が示されるようになった。このことから、現在の日本において、障害者支援施設から地域の住居へ移行することは障害者施策の 1つの柱になっているといえる。しかし、障害者支援施設から地域へ移行する者の数は多いとは言えないのが現状である。例えば、第 3期障害福祉計画においては、2005（平成 17）年 10月 1日時点の施設入所者の 30%以上が地域生活に移行することを目標に掲げたが、結果としては 23.7%に留まっている。また、第 4期障害福祉計画では 12%、第 5期障害福祉計画では 9%と徐々に目標値の設定が下げられている現状にある。

このほかに、障害者支援施設における地域移行の実態は、社会福祉施設等調査による退所者の内訳から把握できる。その結果、自宅やグループホームへ生活の場を移行している

者は減少傾向にあることがうかがえる（図 1：退所先の内訳）。

このような状況のなかで、本研究では障害者支援施設における地域移行支援の実態把握を目的とする。なかでも、2012（平成 24）年以降、障害者総合支援法における地域相談支援として位置づけられている個別給付化された地域移行支援をとりあげ、障害者支援施設における地域移行支援の実態把握を目的とした。

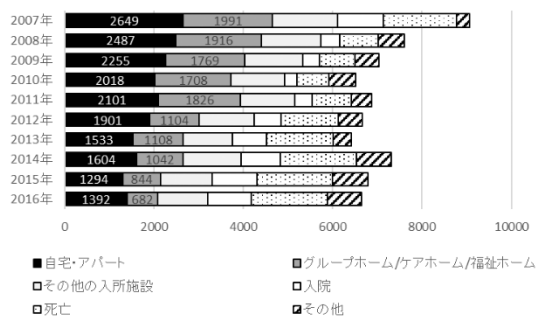


図 1 退所先の内訳

出所：社会福祉施設等調査より作成(相馬)

B.研究方法

障害者支援施設 500 施設を対象に質問紙調査を実施した。障害者支援施設の入所者の障害特性の相違によって、地域移行支援の実態が異なることが予測できたため、日本知的障害者福祉協会及び全国身体障害者施設協議会に協力を依頼し、各協会に所属する施設を抽出した(知的障害 400 施設、身体障害 100 施設)。調査時期は、2020(令和2)年1月21日から2月14日であり、郵送にて調査票(資料3-1, 3-2)の配布と回収を行った。

なお、統計解析には SPSS Statistics26.0 を用いた。

(倫理的配慮)

聖学院大学研究倫理審査会の研究倫理審査及び承認を得た(承認番号:第2019-1b-1号)。

C.結果/進捗

204 施設より回答があった(回収率40.8%)。

1. 単純集計の概要

(1) 障害者総合支援法における地域移行支援の利用状況

①地域移行支援の活用の有無

地域相談支援に位置づく地域移行支援を本調査の対象となっている障害者支援施設ほどの程度活用しているのか把握した。その結果、活用したことがない施設が171施設(83.9%)で回答施設全体の8割以上を占めた(表1-1)。

表1-1 障害者総合支援法における地域移行支援の活用の有無

	施設数	%
活用したことがある(している)し、今後も活用したい	21	10.3
活用したことがある(している)が、今後の活用は考えていない	6	2.9
活用したことはないが、今後は活用したい	105	51.5

活用したことがなく、今後も活用を考えていない	66	32.4
無回答	6	2.9

②地域移行支援の利用者数

障害者総合支援法における地域移行支援を活用したことがある27施設における2012(平成24)～2018(平成30)年度の利用者数は112人であった。

(2) 障害者総合支援法における地域移行支援を活用せずに地域移行した状況

①地域移行者数

障害者総合支援法における地域移行支援を活用せずに地域移行に至った者の実績について回答があった施設は162施設であった。その内、2012(平成24)年～2018(平成30)年度において、実績のあった施設は94施設であり、678人が移行していた。

②移行先の内訳

障害者総合支援法における地域移行支援を活用せずに地域移行に至った者の移行先の内訳は以下の表のとおりであった(表1-2)。合計すると、移行者数678人を超えた数値になっており、地域移行した直後の移行先だけではない可能性がうかがえるため、割合は示していない。

表1-2 障害者総合支援の地域移行支援を活用せずに地域移行した移行先の内訳

	移行者数
同一法人が運営する共同生活援助	662
別法人が運営する共同生活援助	69
家族同居	53
ひとり暮らし・結婚等	20
その他	86

2. 障害者総合支援法における地域移行支援の利用実績の有無の要因

地域相談支援に位置づく地域移行支援を活

用している障害者支援施設が約13%であったことから、地域移行支援を活用している障害者支援施設(地域移行支援活用群)27施設とそれ以外の障害者支援施設(その他群)171施設を比較し、その要因を探索した。

(1) 母体法人の実施事業

回答のあった障害者支援施設の母体となる法人が実施する事業種別や数の多寡により、地域移行支援の活用実績の有無に相違がうかがえた。

具体的には、地域移行支援を活用している障害者支援施設では、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、自立生活援助、地域移行支援を母体法人で実施している傾向にあることが把握できた(表2-1)。

表2-1 母体法人の実施事業

	地域移行支援活用群		その他群		χ ² 検定
	施設数	%	施設数	%	
居宅介護	8	29.6	24	14.0	**
重度訪問介護	7	25.9	12	7	**
同行援護	5	18.5	9	5.3	**
行動援護	5	18.5	13	7.6	*
療養介護	0	0	6	3.5	
生活介護	26	96.3	165	96.5	
短期入所	26	96.3	155	90.6	
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	
自立訓練(機能訓練)	1	3.7	5	2.9	
自立訓練(生活訓練)	4	14.8	16	9.4	
就労移行支援	9	33.3	31	18.1	*
就労継続支援A型	3	11.1	17	9.9	
就労継続支援B型	14	51.9	85	49.7	
就労定着支援	3	11.1	16	9.4	
自立生活援助	3	11.1	0	0	**
共同生活援助(グループホーム)	18	66.7	127	74.3	
児童発達支援	5	18.5	29	17	
放課後等デイサービス	9	33.3	48	28.1	
福祉型障害児入所支援	3	11.1	17	9.9	
医療型障害児入所支援	0	0	6	3.5	
障害児相談支援	11	40.7	65	38	
地域移行支援	11	40.7	39	22.8	**
地域定着支援	10	37	40	23.4	
特定相談支援	16	59.3	97	56.7	
地域生活支援事業	7	25.9	31	18.1	
その他	3	11.1	6	3.5	*

** <0.05 * <0.1

また母体法人の実施事業の種類数を合計すると、地域移行支援を活用している施設の母体法人の実施事業種類数は8.6に対し、それ以外の施設の母体法人は7.1であった((t=(196)=1.94, p<0.05)。

(2) 相談支援事業所が行う取組の必要度

地域移行支援を担う相談支援事業所の取り

組みについて、障害者支援施設が認識している必要度を確認した結果、居住先探しについて、「必要ではない」「あまり必要ではない」と回答した施設数は少ない傾向がうかがえた(p<0.1)(表2-2)。

表2-2 居住先探しの必要度

		必要ではない	あまり必要ではない	必要である	非常に必要である	無回答
		地域移行支援 活用群	事業所数 %	0 0.0	0 0.0	15 55.6
その他群	事業所数 %	5 2.9	13 7.6	52 30.4	93 54.4	8 4.7

3. 障害者総合支援法における地域移行支援以外の地域移行実績の相違の要因

2012(平成24)~2018(平成30)年度において障害者総合支援法の地域移行支援を活用していない施設のうち、入所者が地域生活へ移行(以下、地域移行)した実績のない68施設と、実績のある94施設を分析の対象とした。なお、障害者総合支援法の地域移行支援の利用実績のある施設のうち、2施設のみは障害者総合支援法の地域移行支援を活用せずに移行した実績もあったため、上記94施設に含めている。

(1) 母体法人の実施事業

回答のあった施設の母体法人が実施する事業によって、地域移行実績の有無に相違がうかがえた。

具体的には居宅介護、短期入所、就労継続支援B型、共同生活援助を実施しているか否かによって、地域移行の実績の有無の相違がうかがえた。就労継続支援B型や短期入所を実施している母体法人の施設が地域移行の実績が多い要因としては、これらの事業を利用している人を対象にした共同生活援助を行い、その一環として、入所利用者を対象にした地域移行を行っているのではないかと推測される。

一方、自立生活援助については、2施設のみ、地域移行の実績のない施設からの回答があった。これらは先述した障害者総合支援法

における地域移行支援を活用している施設であった(表3-1)。

表3-1 母体法人の実施事業(地域移行実績別)

	地域移行実績なし群		地域移行実績あり群		χ ² 検定
	施設数	%	施設数	%	
居宅介護	6	8.8	20	21.3	**
重度訪問介護	5	7.4	11	11.7	
同行支援	4	5.9	9	9.6	
行動支援	5	7.4	10	10.6	
療養介護	3	4.4	2	2.1	
生活介護	64	94.1	93	98.9	*
短期入所	59	86.6	90	95.7	**
重度障害者等包括支援	0	0.0	0	0.0	
自立訓練(機能訓練)	1	1.5	4	4.3	
自立訓練(生活訓練)	4	5.9	12	12.8	
就労移行支援	11	16.2	21	22.3	
就労継続支援A型	8	11.8	7	7.4	
就労継続支援B型	22	32.4	59	62.8	**
就労定着支援	5	7.4	8	8.5	
自立生活援助	2	2.9	0	0.0	*
共同生活援助(グループホーム)	42	61.8	76	80.9	**
児童発達支援	11	16.2	21	22.3	
放課後等デイサービス	16	23.5	30	31.9	
福祉型障害児入所支援	5	7.4	12	12.8	
医療型障害児入所支援	3	4.4	3	3.2	
障害児相談支援	30	44.1	37	39.4	
地域移行支援	21	30.9	22	23.4	
地域定着支援	22	32.4	21	22.3	
特定相談支援	38	55.9	59	62.8	
地域生活支援事業	13	19.1	22	23.4	
その他	2	2.9	6	6.4	

** <0.05 * <0.1

(2) 入所者の障害種別

次いで、入所者の障害種別をみると、地域移行の実績のない施設は身体障害のある入所利用者が多い傾向にあった。具体的には、「実績なし」群の身体障害のある入所利用者の平均値は27.9人であるのに対し、「実績あり」群では16.3人であった($t=(107.312)=2.801, p<0.01$)。

また「実績なし」群は知的障害のある入所利用者が少ない傾向がみられた。具体的には、「実績なし」群が37.6人であるのに対し、「実績あり」群は47.3人であった。

($t=(156)=1.561, p<0.1$)

入所利用者数(平均値)は「実績なし」群は52.0人、「実績あり」群は54.1人と大きな相違がなかった。これらの結果から、「実績なし」群の入所利用者には、身体障害と知的障害を重複している傾向が示唆された。

4. 地域移行支援の利用以外での地域移行先と支援内容の分析

2012(平成24)～2018(平成30)年度において障害者総合支援法の地域移行支援を活用せずに地域移行した94施設の内、地域移行先が、同一法人の運営する共同生活援助であるか否かによる支援内容の相違について確認した。ここでは、同一法人の共同生活援助(グループホーム/以下「GH」と記載)への移行率100%の施設を「同一法人GH移行」群とし、上記以外は、「その他」群とした。それぞれの施設数は「同一法人GH移行」群が39施設、「その他」群が55施設であった。

(1) 過去の支援と今後の必要性

①過去の支援の実績と、②今後の支援の必要性について、下記の各項目について4件法で把握した(問19)。

A.面接相談

I.同行支援

ウ.ケア会議(施設内スタッフを交えた協議)

エ.ケア会議(関係機関のスタッフを交えた協議)

オ.居住先探し

カ.日常生活技術向上のための支援

キ.家族調整

ク.役所手続きの代行

ケ.障害福祉サービスの体験利用調整

コ.体験宿泊の利用調整

サ.日中活動の検討

シ.電話相談(本人の話を聞く)

ス.障害福祉サービスの利用調整

セ.ピアサポーターの紹介

①過去の支援については、「10人以上」「6～9人」「1～5人」「0人」の4つの選択肢を設け、②今後の必要性については、「非常に当てはまる」「当てはまる」「あまり当てはまらない」「全く当てはまらない」の4つの選択肢を設けて、それぞれの支援内容に該当する項目1つを選択してもらった。

この結果、「体験宿泊の利用調整」につい

て、回答の相違がうかがえた。具体的には、①過去の支援としては、「同一法人GH移行」群の方が実績のある傾向にあった ($p<0.05$) (表 4-1)。

一方、②今後の必要性については、非常に必要であると回答した施設は「同一法人GH移行」群より「その他」群の方が大きい傾向がうかがえた ($p<0.1$) (表 4-2)。

表 4-1 体験宿泊の利用調整 (過去の支援)

		0人	1～5人	6～9人	10人以上	無回答
同一法人GH移行群	事業所数	8	25	3	2	1
	%	20.5%	64.1%	7.7%	5.1%	2.6%
その他群	事業所数	28	18	3	3	3
	%	50.9%	32.7%	5.5%	5.5%	5.5%

表 4-2 体験宿泊の利用調整 (今後の必要性)

		必要ではない	あまり必要ではない	必要である	非常に必要である	無回答
同一法人GH移行群	事業所数	1	6	23	9	0
	%	2.6%	15.4%	59.0%	23.1%	0.0%
その他群	事業所数	6	4	22	22	1
	%	10.9%	7.3%	40.0%	40.0%	1.8%

D. 考察

これらの結果を踏まえると、総じて、障害者支援施設における地域移行支援サービスの活用は少ないが、同法人において多様な事業を併設している施設では地域移行のための法人内の連携や調整が比較的容易に行われていることが推察される。

特に、体験宿泊の利用調整については、同一法人GHへの移行の場合、同一法人のGHへの体験宿泊の実施に関しては比較的容易な調整であると考えられるが、同一法人のGH以外への移行を支援する場合は、諸調整を必要とするため、同一法人GHへの移行が少ない施設では、過去の支援としては実績がないが、今後の必要性として、4割の施設が「非常に必要」と回答していることが推察される。こうした施設が地域移行支援を有効に活用することで、体験宿泊の利用調整を含む障害福祉サービスの利用調整を行えると地域移行が促進される可能性が考えられる。

E. 結論

本研究では、2012 (平成 24) 年度以降、障害者総合支援法における地域相談支援として位置づけられている個別給付化された地域移行支援の活用実態と課題を把握する目的で障害者支援施設における抽出調査を実施した。結果として、障害者支援施設では相談支援事業所における地域移行支援が活用されていない傾向が明らかとなった。

また、地域移行支援を活用している施設群と活用していない施設群を比較分析した結果、実施事業種の内容や数、居住先に関する支援の必要度に関する認識等に相違がうかがえた。今後の質的調査等によってそれぞれの相違点を具体的に解明していくことが必要であると考えられる。

さらに、障害者支援施設では、障害者総合支援法の地域移行支援を活用せずに利用者の地域移行のための支援が行なわれている傾向がみられ、移行先の多くは、同一法人が運営するGHであった。施設に入所している障害者の生活の場の選択肢を増やし、地域移行を促進するためには、同一法人内に限らない移行先の設定や障害福祉サービス等の活用が想定される。こうした調整を行うためには、相談支援事業所における地域移行支援の活用も視野に入れることが望ましい。本研究において作成する『障害者の地域移行・地域生活支援に関するサービス活用のためのガイドブック』等を用いて、障害者支援施設の職員及び利用者に対する普及啓発の必要性を示唆していると考えられる。

G. 研究発表

なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

なし。

文献

厚生労働省 (2007-2017) 『社会福祉施設等調』